

平 戸 市 監 査 公 表 第 120 号

地方自治法第 199 条第 2 項及び第 4 項の規定に基づく監査執行の結果を同条第 9 項の規定により、次のとおり報告（公表）します。

平成 29 年 2 月 24 日

平戸市監査委員 戸 田 幾 嘉

平戸市監査委員 松 瀬 清

第 1 監査の対象

大島支所地域振興課

第 2 監査の期間

平成 29 年 1 月 25 日

第 3 監査の概要

(1) 監査の種類

地方自治法第 199 条第 2 項及び第 4 項の規定に基づく定期監査

(2) 監査の対象とした事項

平成 27 年度の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理並びに事務事業の執行について

第 4 監査の方法

今回の監査は次の事項を主眼として、あらかじめ提出を求めた資料に基づき、所属長等の説明を受けるとともに、関係帳簿及び書類等を調査し監査を実施した。

(1) 収入に関すること

- ① 収入事務が適法・適正に行われているか。
- ② 収入事務にかかる諸帳簿が整備されているか。

- (2) 支出に関すること
 - ① 違法、不当な支出又は不要、不急な支出はないか。
 - ② 予算目的に反する支出はないか。
 - ③ 特別な支払方法（資金前渡、概算払等）は法令に定めるところにより適正に行われているか。
 - ④ 契約の方法及び内容は適正か。
- (3) 庶務関係事務
 - ① 公印の管理状況
 - ② 備品台帳等備付諸帳簿の整備状況
 - ③ 文書の処理、整理保存状況
- (4) 補助金関係
補助金の交付申請、実績報告、精算手続きが適正に行われているか。
- (5) 建設工事関係
工事請負関係事務は適正に行われているか。

第5 監査の結果

監査の対象とした平成27年度の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理並びに事務事業の執行については、一部改善・是正を要するもののほかは、おおむね適正に執行されていた。

なお、事務処理上軽易な問題点については、その都度善処を指示した。
指摘事項等は次のとおりである。

【指導事項】

1. 契約事務の処理について

契約書に記載すべき事項については、平戸市契約規則において定められているが、契約代金の支払の時期及び方法について記載されていない契約書が散見されたので適正な処理に努められたい。

また、随意契約における見積書の徴収について、例外的に1人の者の見積り、又は見積書の徴収を省略ができることとなっているが、これらの運用については、厳正に処理するよう努められたい。

2. 交通船事業について

市営交通船事業所については、業務委託契約を締結し貨客・車両運賃の收受、予約の受付等の業務を民間に委託している。その中で、運賃等の納付について具体的な取り決めがなされていないことから、特に恒常的に利用している事業者の車両運賃の納付が、半年分をまとめて納付している状況が見られた。受託事業者から契約時に認証金が納付され、未収金が生じた場合には、充当されることとなっているも

のの、早期に納入されるよう改善に努められたい。

第6 むすび

昨年、念願であった大島支所の建替えが行なわれ、9月から新庁舎にて業務が開始された。2階には、公民館機能も併設されており、住民にとっても利便性に富んだ施設となっている。

一方、島であるがゆえの諸問題も抱えている。平成26年11月の定期監査公表にも示しているが、一般廃棄物焼却後の飛灰は最終処分場が飽和状態のためコンテナバック(トン袋)で保管している状態であり、し尿処理施設も老朽化が著しい。

また、随意契約等に必要な2社以上の見積りを島内だけで徴するのが困難な場合もあり、CATV事業の民間業者への委託も島内に受託できる相手がいない状況である。

しかし、こうした島内環境の特異性は残るものの、規範性、合理性を求めつつ業務の遂行に努めてもらいたい。

<参考>指摘事項等の定義

区分	指摘事項	指導事項	意見
根拠	地方自治法第199条第9項		地方自治法第199条第10項
定義	法令等に違反し、又は不当と認められるため、是正を求めること	法令等に違反する事項や不当な事項のうち、取扱基準に照らして指摘事項に該当しない軽微なものであること	監査結果(指摘等)に添えて、組織及び運営の合理化に資するために付す見解のこと
措置済みの水準	是正された状態になったこと	是正された状態になったこと	—

【参照条文】地方自治法

第199条第9項 監査委員は、監査の結果に関する報告を決定し、これを普通地方公共団体の議会及び長並びに関係のある教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会若しくは公平委員会、公安委員会、労働委員会、農業委員会その他法律に基づく委員会又は委員に提出し、かつ、これを公表しなければならない。

第199条第10項 監査委員は、監査の結果に基づいて必要があると認めるときは、当該普通地方公共団体の組織及び運営の合理化に資するため、前項の規定による監査の結果に関する報告に添えてその意見を提出することができる。